

	質 問	回 答
1	<p>欠席時対応加算：通所継続の促しの部分ですが、家族や本人から「本日休みたい」との連絡があった際はその日の通所の促しではなく、翌日等への通所の促しでよかったですでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>欠席時対応加算については、利用者の状況の把握および相談援助を行った内容（連絡を受けた日時、連絡をしてきた相手、連絡を受けた職員名、欠席理由、利用者の状況、次回の利用予定等）について記録することが必要となりますので、ご留意下さい。</p>
2	<p>身体拘束適正化検討委員会の項目で、「委員は事業所に従事する幅広い職種により構成すること」とありましたが、幅広い職種とは、具体的にどのような職種なのでしょう。</p>	<p>「事業所に従事する幅広い職種」とは、当該事業所で働いている職種の方々です。障害福祉サービス事業所であれば、管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、世話人、就労支援員、看護職員など、障害児通所支援事業所であれば、管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、その他従業者、看護職員、機能訓練担当職員など、が考えられます。</p>
3	<p>多機能型事業所において、事業所間の兼務はできないのでしょうか。日本知的障害福祉協会の情報では、多機能型事業所内での職員兼務はOKという認識のようですが。</p>	<p>障害福祉サービスの多機能型事業所、障害福祉サービスと障害児通所支援の多機能事業所については、サービス間の従業者の兼務は出来ません。</p> <p>「多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。」（「障害者総合支援法事業者ハンドブック指定基準編(2022年版)」261ページ）</p> <p>しかし、障害児通所支援のみの多機能型事業所については、従業員の員数に関する特例があり、兼務することが出来ます。</p> <p>「多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置される従業者間での兼務を可能としたものである。」（「障害者総合支援法事業者ハンドブック指定基準編(2022年版)」561ページ）</p>

	質 問	回 答
4	B C Pについて詳しくご説明をいただきたく存じます。	<p>業務継続計画（B C P）につきましては、令和6年度から義務化となるため令和5年度中に整備していただかねばなりません。</p> <p>以前にもご案内差し上げております「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html）、「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（B C P）作成支援に関する研修」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html）をご覧ください、貴事業所に合わせて内容を変更下さいますようお願いいたします。</p>
5	提供する事業の質の評価方法を知りたいです。	<p>障害福祉サービスにおける質の評価方法には決まっているものではありませんので、各事業者で決めていただくこととなります。障害児通所支援で使用する質の評価のチェック表を基に作成することや、実地指導で使用する自己点検表を用いて、年1回事業所の運営を点検することも一つの方法と考えます。チェック項目に基づき、職員会議の場などで、従業員全員で話し合うことも重要と考えます。</p>
6	災害に合いインターネット等を使用できない環境におかれた場合、災害時情報共有システムからのメール受信はどうしたら良いでしょうか？	<p>災害時で事業所に被害が出ているが、災害時情報共有システムへアクセスできない等の場合には、ご面倒をおかけしますが、当課へ電話連絡をいただきますようお願いいたします。</p>